

# 名古屋大学大学院多元数理科学研究科学位（課程博士）審査内規

## （目 的）

第1条 名古屋大学学位規程第2条に基づく博士（数理学）の学位（以下「課程博士」という。）審査について、この内規の定めるところによる。

## （申請資格等）

第2条 課程博士の学位を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 博士課程の後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に3年以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、後期課程満了後3年以内の者。ただし、後期課程進（入）学後、6年を経過した者は申請資格を失う。
- 二 大学院研究科（前期課程又は修士課程における2年の在学期間を含む。）に3年以上在学する者で、特に優れた研究業績を上げた者
- 2 前項の申請にあたっては、あらかじめ、名古屋大学大学院多元数理科学研究科委員会における予備審査を受けなければならない。

## （申請手続）

第3条 課程博士の学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類各3通を、研究科長に提出するものとする。

- 一 主論文
- 二 副論文 (必要ある場合)
- 三 参考論文 (必要ある場合)
- 四 論文目録
- 五 主論文の要旨
- 六 履歴書

## （学位審査委員会）

第4条 多元数理科学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）は、課程博士の学位申請を受理するか否かを審議し、受理された者ごとに2名以上の教授をもって学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）を組織する。

- 2 必要あるときは、本研究科の准教授若しくは専任講師又は本研究科に属さない教授若しくは准教授等を加えることができる。
- 3 審査委員会に主査を置き、審査委員をもってあてる。
- 4 審査委員会は、論文審査及び試験を行う。

## （審査結果の報告）

第5条 審査委員会は、論文審査の結果並びに試験の経過及び結果を研究科教授会に報告しなければならない。

## （合否の決定）

第6条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、合否の決定を行う。

- 2 合否の決定は、無記名投票により行う。
- 3 合格は、研究科教授会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

## （施行細則）

第7条 この内規に定めるもののほか、課程博士の学位審査に関する必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この内規は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成10年6月24日から施行する。
- 3 この改正は、平成12年1月26日から施行する。
- 4 この改正は、平成16年6月23日から施行する。
- 5 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成28年4月1日から施行する。